

宝塚市の給与・定員管理等について

職員の給与や職員数の状況についてお知らせします。

この公表は「広報たからづか」12月1日号で掲載していますが、広報誌での掲載は、紙面の都合上、概要版となっておりますので、本資料での公表は、総務省が定める共通様式にて、職員の給与・定員管理等を公表しています。

■ 職員の給与について

市職員の給与は、給料と職員手当を合わせたもので、地方自治法と地方公務員法の規定により、市議会の議決を経て定められた条例に基づいて支給しています。

また、市職員の給与改定は生計費、国や他の地方公共団体の職員・民間企業従業員の給与などとのバランスを考えて、人事院が行う給与改定の勧告に準じて決定されます。

■ 公表様式について

宝塚市では総務省が定める共通様式にて、職員の給与・定員管理等を公表しています。他の地方公共団体の給与・定員管理については総務省が提供する（地方公共団体給与情報等公表システム）をご覧ください。

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (平成26年1月1日現在)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 (B/A)	(参考) 平成25年度の人件費率
平成26年度	人 233,776	千円 71,634,901	千円 516,814	千円 14,170,666	19.8%	19.9%

(注) 1 人件費には給与のほか退職手当や年金、健康保険、災害補償費などの使用者負担金や特別職に支給される給料、報酬などを含みます。

2 実質収支は、歳入歳出の差引額から、翌年度に繰り越すべき財源を除いたもので、黒字か赤字化の指標となります。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				1人当たり給与費 (B/A)	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成26年度	人 1331(151)	千円 5,427,112	千円 1,845,745	千円 2,224,156	千円 9,497,013	千円 6,408	千円 6,416

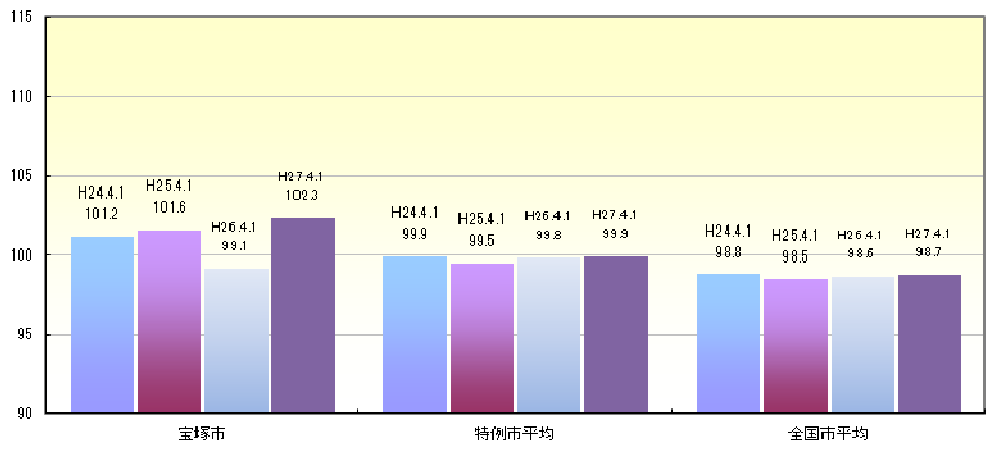
(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員数は、給与実態調査を基礎とし、平成26年4月1日現在の人数です。

3 「職員A」欄の（）人数は再任用短時間勤務職員数（別掲）です。

4 給与費には再任用短時間勤務職員の給与費が含まれています。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
- 2 平成24年～25年は国家公務員の時限的な（2年間）臨時特例減額がないとした場合の値です。

ラスパイレス指数が100を超えている理由及び改善の見込み

ラスパイレス指数は、職員構成を学歴別・経験年数階層別に区分し、各団体の職員構成が国の職員構成と同一と仮定して算出するものです。よって、各団体の学歴・階層の職員の配置状況が影響することとなります。

ラスパイレス指数が100を超えている要因として、国との人員構成や昇格制度の違いが挙げられます。

団塊の世代の定年退職等による退職者数の増加に伴い管理・監督職の昇格年齢が低下し、この5年間で室長、課長の平均年齢は1歳、係長の平均年齢は3歳下がりました。経験年数の少ない職員が管理・監督職へと昇格することがラスパイレス指数の上昇要因となっています。これは、公務員の給与には職務給の原則というものがあ、職務の複雑、困難及び責任の程度に応じて給与が決定されるため、経験年数が同じ職員を国と比較すると、早い段階で管理・監督職に昇任している分、給料月額が高くなるためです。

また、国家公務員では高校卒の職員が本省の課長級以上の役職になることは稀ですが、本市では高校卒・短大卒の職員であっても職務遂行能力があれば部長等の管理職にも登用しています。そのため、高校卒・短大卒の職員に係るラスパイレス指数が高い水準となっており、このこともラスパイレス指数の上昇要因となっています。

今後の改善の見込みについては、給与制度の総合的見直しにより、本年4月からの給料表の水準について国の引き下げ幅を上回る平均約3%の引き下げを行ったため、ラスパイレス指数は徐々に下がっていくものと思われます。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の平均 2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し [実施]

(給料表の改定実施時期) 平成 27 年 4 月 1 日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の引き下げ率を上回る平均 3%の引下げ。激変緩和のため、3 年間(平成 30 年 3 月 31 日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② 地域手当の見直し

(支給割合) 国基準 15%に対し、宝塚市においても規定上は 15%。

(実施時期) 平成 27 年 4 月 1 日より実施。段階的に支給割合を引き上げることとし、平成 27 年 4 月 1 日時点は 13%、給与改定後は平成 27 年 4 月に遡及し 14%を支給。給与減額措置として、平成 28 年度から 3 年間は 14%のまま据え置きます。

(参考)

	平成26年度の 支給割合	平成27年度の支給割合		見直し後の支給 割合(H28.4.1)
		4月1日時点	遡及改定後	
国基準による支給割合	12%	13%	14%	15%
宝塚市の支給割合	12%	13%	14%	14%

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成 27 年 4 月 1 日実施)

2 ■ 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成 27 年 4 月 1 日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
宝塚市	42.3 歳	333,400 円	467,614 円	432,289 円
兵庫県	44.4 歳	339,700 円	432,182 円	390,192 円
国	43.5 歳	334,283 円	-	408,996 円
類似団体	42.1 歳	325,120 円	428,229 円	373,896 円

② 技能労務職

	公務員					民間			参考
	平均年齢	人数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A / B
宝塚市	42.9 歳	184 人	329,400 円	423,110 円	391,598 円	-	-	-	-
清掃職員	41.7 歳	49 人	323,100 円	447,020 円	390,363 円	廃棄物処理従業員	44.9 歳	289,500 円	154.41%
給食調理員	41.6 歳	54 人	318,400 円	385,238 円	375,294 円	調理師	41.9 歳	271,200 円	142.05%
用務員	45.3 歳	44 人	343,900 円	439,798 円	409,800 円	用務員	54.6 歳	200,300 円	219.57%
兵庫県	53.0 歳	550 人	335,200 円	400,005 円	368,982 円	-	-	-	-
国	50.2 歳	2,994 人	289,141 円	-	328,318 円	-	-	-	-
類似団体	48.6 歳	159 人	330,154 円	395,285 円	367,935 円	-	-	-	-

	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	市職員 (C)	民間 (D)	C / D
宝塚市	-	-	-
清掃職員	6,969,372 円	3,952,300 円	176.34%
給食調理員	6,152,060 円	3,567,300 円	172.46%
用務員	6,904,851 円	2,774,400 円	248.88%

(注) ※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータ（平成 24 年～26 年の 3 年平均）。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。宝塚市の数値は、正規職員のみのものであり、パート雇用者や 60 歳以上の者は含みません。

一方、民間数値は、パート雇用者や 60 歳以上の者までを含む平均値であり、市職員とは対象範囲が異なり、精確な比較値ではありません。

※年収ベースの「公務員 (C)」及び「民間 (D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を 1.2 倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③ 教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
宝塚市 (幼稚園教諭)	40.7 歳	316,537 円	399,516 円
兵庫県	41.4 歳	355,700 円	413,629 円
類似団体	41.0 歳	322,460 円	376,834 円

④ 消防職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
宝塚市	36.5 歳	294,382 円	405,071 円
類似団体	39.3 歳	312,704 円	406,908 円

(注) 1 ①から④の各表の「平均給料月額」は、平成 27 年 4 月 1 日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」は、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などすべての諸手当の額を合計したものです。期末手当、勤勉手当、退職手当は除かれます。

また、「平均給与月額 (国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

3 技能労務職のうち「職員数」については、類似団体以外は総職員数、類似団体は平均職員数です。

(2) 職員の初任給の状況（平成 27 年 4 月 1 日現在）

区分		宝塚市	兵庫県	国
一般行政職	大学卒	181,600円	177,546円	174,200円
	高校卒	152,500円	143,863円	142,100円
技能労務職	高校卒	152,500円	140,525円	139,500円
	中学卒	134,400円	-	131,500円
教育職 (幼稚園教諭)	大学卒	181,600円	対応職種なし	対応職種なし
	高校卒	152,500円		
消防職	大学卒	189,400円		
	高校卒	159,900円		

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況の状況（平成 27 年 4 月 1 日現在）

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	277,608円	361,230円	391,025円	417,047円
	高校卒	-	339,900円	358,800円	-
技能労務職	高校卒	-	309,467円	358,750円	385,100円
	中学卒	-	306,267円	345,050円	358,113円
教育職	大学卒	-	356,700円	-	399,700円
消防職	大学卒	278,717円	363,267円	-	-
	高校卒	239,000円	330,050円	363,200円	383,400円

(注) 「-」が記載されている区分は、該当者がいないため表示していないものです。

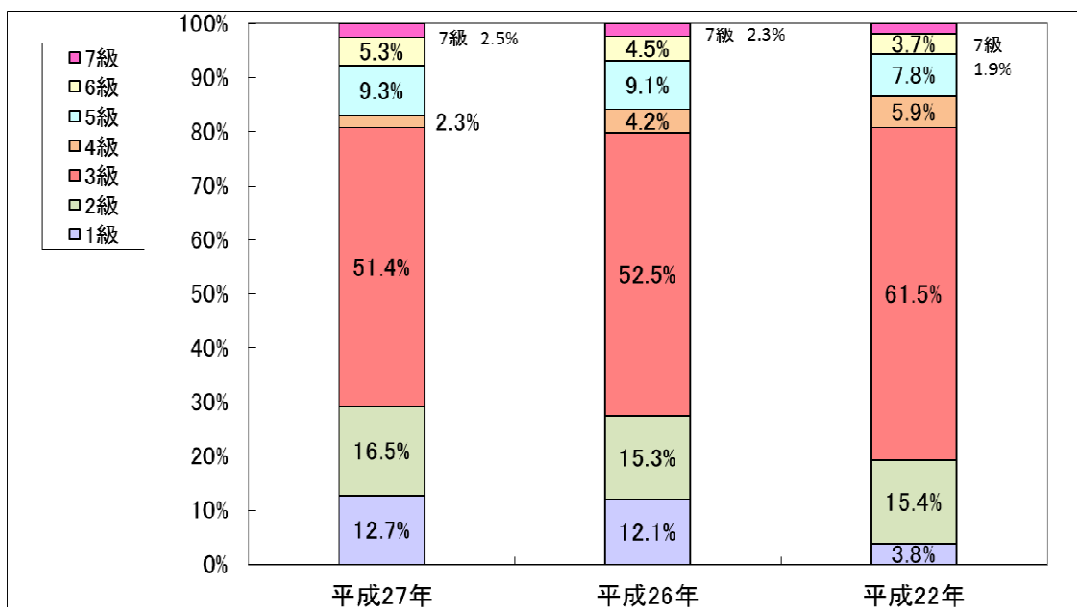
3 ■ 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況及び給料表の状況（平成 27 年 4 月 1 日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
7級	理事・技監・部長	15人	2.5%	382,300円	483,300円
6級	室長	32人	5.3%	351,300円	470,700円
5級	課長	56人	9.3%	312,300円	425,100円
4級	副課長	14人	2.3%	282,000円	405,800円
3級	係長・主任	311人	51.4%	221,800円	403,100円
2級	事務職員・技術職員	100人	16.5%	173,400円	360,100円
1級	事務職員・技術職員	77人	12.7%	125,900円	250,600円

(注) 1 宝塚市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

- 平成 22 年 1 月から管理職員を対象に人事評価結果を定期昇給に反映しています。
- 昇格選考対象者等に対して勤務成績の評価を実施しています。

4 ■ 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

	宝塚市		兵庫県		国	
1人当たりの平均支給額 (平成26年度)	千円 1,496		千円 1,879		千円 -	
支給割合 (平成26年度)	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
	2.6 月分 (1.45 月分)	1.5 月分 (0.7 月分)	2.6 月分 (1.45 月分)	1.5 月分 (0.7 月分)	2.6 月分 (1.45 月分)	1.5 月分 (0.7 月分)
加算措置の状況	職制上の段階、職務の級等による加算措置あり ・ 職務段階別加算 5%~20%		職制上の段階、職務の級等による加算措置あり ・ 役職加算 5%~20% (抑制後 5%~12%) ・ 管理職加算 10%~20% (抑制後 6%~11%)		職制上の段階、職務の級等による加算措置あり ・ 役職加算 5%~20% ・ 管理職加算 10%~25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況 (一般行政職)

- 平成 21 年 6 月から管理職員及び一部の非管理職員を対象に人事評価結果を勤勉手当に反映しています。
- 懲戒処分、病気休暇等による成績率の縮減を実施しています。

(2) 退職手当（平成 27 年 4 月 1 日現在）

勤続年数	宝塚市		国	
	自己都合	勸奨・定年	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445月分	25.5563月分	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	41.325月分	49.59月分
最高限度	49.59月分	49.59月分	49.59月分	49.59月分
その他加算措置	定年前早期退職特別措置 2～20%		定年前早期退職特別措置 2～45%	
平均支給額	4,745千円	23,093千円	-	-

（注） 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成 26 年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当（平成 27 年 4 月 1 日現在）

支給実績(平成26年度決算)			703,755千円
支給職員一人当たり平均支給年額(平成25年度決算)			471千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
市域全域	13%	1,324人	13%

(4) 特殊勤務手当

支給実績(平成26年度決算)	43,175千円
支給職員一人当たり平均支給年額(平成26年度決算)	84千円
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成26年度決算)	35%
手当の種類(手当数)	13種類

特殊勤務手当の種類

種類	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成26年度 決算)	左記職員に対する支給単価
清掃作業等 手当	クリーンセンターに勤務する 職員	じんかいの収集又は処理作業に従事したとき	7,385千円	1日600円(荷重5トン以上のク レーンの運転業務に従事したと きは、1日400円を加算する。)
災害対策業 務従事手当	当該業務に従事した職員	水防本部若しくは災害対策本部が設置されているとき、又 は市長が特に必要があると認めるときに、荒雨天等の現場 における災害対策業務に従事したとき	708千円	1日 1,500円
防疫手当	医療職給料表(一)の適用を 受ける職員以外の職員で当 該業務に従事した職員	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法 律(平成10年法律第114号)第6条第2項及び第3項に定める 感染症並びに市長がこれらに相当すると認める感染症の患 者の消毒、看護又は診療に従事したとき	0千円	1日 290円
行旅病人等 処理手当	当該業務に従事した職員	行旅病人の収容その他の処置をしたとき	0千円	1回 500円
火葬手当	市営火葬場に勤務する職員	死体の火葬に従事したとき	1,388千円	1回 500円
年末年始特 別勤務手当	当該業務に従事した職員	12月29日から翌年の1月3日までの日又は市長が特に定 める日に勤務したとき	4,226千円	1日 5,500円
消防夜間特 消火等業務 手当	消防本部に勤務する職員	消防業務のため隔日勤務したとき	15,710千円	1当務 700円
	消防本部に勤務する職員	消火業務、救助業務又は水防業務に出動したとき	1,347千円	1回 200円
	消防本部に勤務する救急救 命士	救急業務に出動したとき	4,435千円	1回 250円(救急救命士法施行 規則(平成3年厚生省令第44号) 第21条各号に掲げる業務に従 事したときは、1回510円)
	消防本部に勤務する救急救 命士	救急業務に出動したとき	1,955千円	1回 150円
高所等作業 手当	消防本部に勤務する職員	はしご(屈折を含む。)付消防ポンプ自動車で高所において 消防業務等に従事したとき	75千円	1回 220円
		潜水作業に従事したとき	35千円	1回 310円
主任技術者 等手当	当該業務に従事した職員	電気主任技術者その他市長が特に必要があると認める主 任技術者等に選任されたもの	504千円	月額 5,000円(電気主任技術者 については、保安監督箇所が2 箇所を超えるときは、1箇所増す ごとに月額1,000円を加算する。)
緊急運転業 務手当	消防本部に勤務する職員	消防用自動車(大型自動車又は中型自動車に限る。)を緊 急自動車として運転する業務に従事したとき	277千円	1回 150円
		消防用自動車(普通自動車に限る。)を緊急自動車として運 転する業務に従事したとき	3千円	1回 100円
		救急用自動車を緊急自動車として運転する業務に従事した とき	512千円	1回 50円
監督指導手 当	当該業務に従事した職員	多数の作業員等を指揮監督する総作業長	180千円	月額 15,000円
		相当数の作業員等を指揮監督する作業長	987千円	月額 10,000円
		数人の作業員等を指揮監督する班長	2,316千円	月額 4,000円
医師特別調 整手当	医療職給料表(一)の適用を 受ける職員	医師特別調整手当 医療職給料表(一)3級の職務にある職 員で36号給以上の号給に決定されたもののうち市長が別 に定める職員(以下この表において「部長級の職員」とい う。)	0千円	月額 220,000円
		医療職給料表(一)3級の職務にある職員(部長級の職員を 除く。)	4,560千円	月額 190,000円
		医療職給料表(一)2級の職務にある職員で28号給以上の 号給に決定されたもの	0千円	月額 150,000円
		医療職給料表(一)2級の職務にある職員で27号給以下の 号給に決定されたもの	0千円	月額 125,000円
		医療職給料表(一)1級の職務にある職員	0千円	月額 105,000円

(5) 時間外勤務手当

決算年度	支給実績	職員一人当たり平均支給年額
平成26年度	261,871千円	177千円
平成25年度	226,189千円	222千円

(注) 職員一人当たり平均支給額を算出する際の職員は「支給実績(26年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (平成 27 年 4 月 1 日現在)

区分	内容	平均支給額
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外の被扶養者 各6,500円 16～22歳の特定期間の加算 各5,000円 配偶者がいない職員の 1人目の被扶養者 11,000円	229,145
地域手当	給料・扶養手当などの合計額の13%	471,370
住居手当	借家など 限度額 27,000円 持ち家に居住する世帯主 4,500円 (新築または購入から15年間は 5,300円)	133,303
通勤手当	交通機関の利用者 限度額 55,000円 自動車・単車などの利用者 (自動車は2,000円～36,600円、 単車などは2,000円～24,500円)	100,980
特殊勤務手当	清掃作業等手当、災害対策業務従事手当、 消防夜間特殊勤務手当、消火等業務手当など	83,835

5 ■ 特別職の報酬等の状況

区分	給料月額等			
	給料月額	(参考)類似団体における最高/最低額		
給料	市長	978,000 円	1,099,000円 / 463,500円	
	副市長	795,800 円	902,000円 / 650,000円	
報酬	議長	711,700 円	770,000円 / 527,400円	
	副議長	639,400 円	720,000円 / 466,000円	
	議員	587,000 円	670,000円 / 438,800円	
期末手当	市長	(平成26年度支給割合)		
	副市長	2.95月分		
	議長	(平成26年度支給割合)		
	副議長	2.95月分		
退職手当		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	市長	給料月額 × 在職月数 × 0.41	19,247,040 円	任期毎
	副市長	給料月額 × 在職月数 × 0.25	9,549,600 円	

- (注) 1 地域手当として市長、副市長に給料月額の 13%を支給しています。
 2 「1期の手当2額」は、平成 27 年 4 月 1 日現在の給料月額および支給率に基づき、1 期 (4 年=48 月) 勤めた場合における退職手当の見込み額です。

■ 職員数の状況

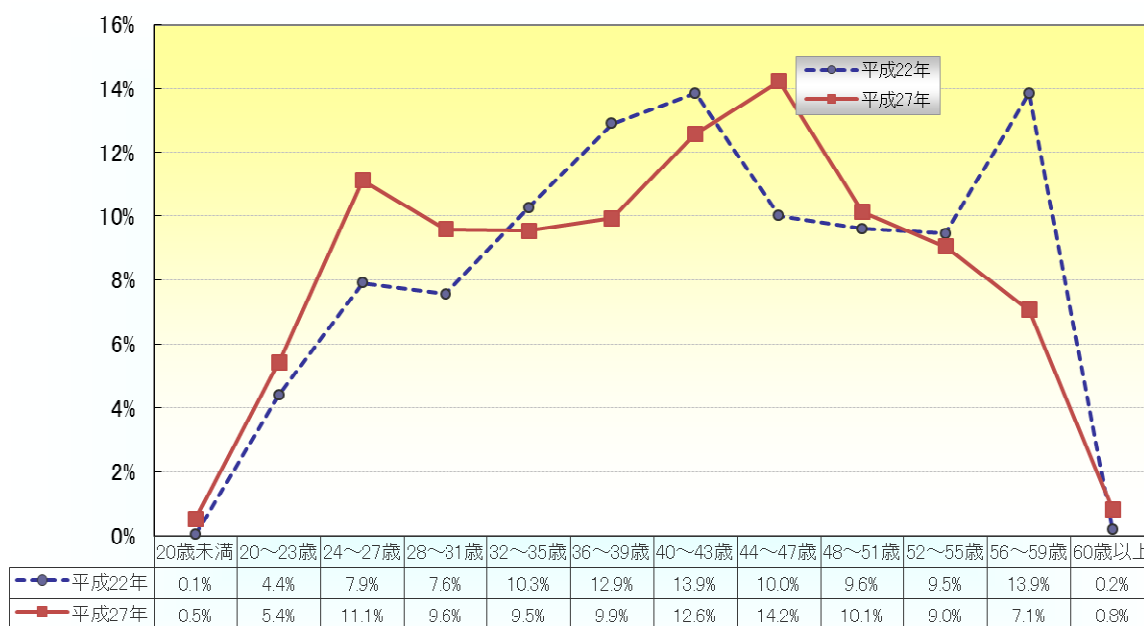
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

		職員数(一般職)		対前年 増減数	主な増減理由	
		平成26年	平成27年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	11	11	0	
		総務	195	198	3	業務増による。
		税務	56	55	△1	再任用職員の活用による。
		労働	2	2	0	
		農林水産	11	12	1	業務増による。
		商工	18	15	△3	事務の統廃合縮小による
		土木	110	107	△3	業務見直しによる。
		民生	298	303	5	業務増による。
		衛生	126	129	3	職員の充実による。
	計	827	832	5	(参考)人口1万人当たり職員数 35.59人 (類似団体(特例市)の人口1万人当たり職員数 43.43人)	
	教育部門	259	256	△3	業務の見直しによる。	
	消防部門	228	226	△2	自主防災組織事務の一部移管等	
小計	1,314	1,314	0	(参考)人口1万人当たり職員数 56.20人 (類似団体(特例市)の人口1万人当たり職員数 61.46人)		
公営企業等会計部門	病院	539	573	34	業務増による。	
	水道	72	77	5	職員の充実による。	
	下水道	21	18	△3	業務の見直しによる。	
	その他	45	43	△2	業務の見直しによる。	
	小計	677	711	34		
合計	1,991 (2,546)	2,025 (2,546)	34 (0)	(参考)人口1万人当たり職員数 85.14人		

- (注) 1 職員数は、一般職に属する職員数です。
 2 合計欄の()内は、条例定数の合計です。
 3 上表は、定員管理調査に基づく数値です(国民健康保険診療所の職員は、病院部門に含みます)。

※定員適正化計画後期計画では、平成22年4月1日に目標数の129人を上回る247人を減員し、計画を達成しました。平成27年4月1日時点で、前年度に比べて職員数が増加しているのは、医療環境の整備への対応のためです。今後も引き続き、平成23年3月に策定した定員適正化計画に基づき、地方公営企業(上下水道事業および病院事業)の職員を除く職員について平成22年4月1日から平成28年4月1日までの6年間で85人削減すること等に取り組み、定員の適正化に努めます。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成 27 年 4 月 1 日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
平成22年	1人	88人	158人	151人	205人	258人	277人	200人	192人	189人	277人	4人	2,000人
平成27年	11人	110人	225人	194人	193人	201人	255人	288人	205人	183人	143人	17人	2,025人

(3) 職員数の推移

単位：人

部門別	年度						過去5年間の増減数(率)
	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	
一般行政	861	837	827	826	827	832	△29 (△3.4%)
教育	275	269	262	262	259	256	△19 (△6.9%)
消防	219	216	229	229	228	226	7 (3.2%)
その他	52	48	44	45	45	43	△9 (△17.3%)
普通会計	1,407	1,370	1,362	1,362	1,359	1,357	△50 (△3.6%)
公営企業会計部門	594	619	638	644	632	668	74 (12.5%)
総合計	2,001	1,989	2,000	2,006	2,006	2,025	24 (1.2%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数